

■大津祭曳山展示館

●【改正前】 令和5年度まで

観覧料 設定無

●【改正後(新規設定)】 令和6年度から

観覧料

区分	観覧に係る利用料金の上限額(1人1回につき)	
	個人利用	団体利用(15人以上)
小学生	70円	50円
高齢者	100円	80円
大人	150円	120円

- 備考 1 この表中「小学生」とは、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。)に在学する児童をいう。
- 2 この表中「高齢者」とは、65歳以上の者であって市内に住所を有するものをいう。
- 3 この表中「大人」とは、中学生(中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。以下同じ。)に在学する生徒をいう。)以上の者であって高齢者以外のものをいう。
- 4 小学校に就学するまでの者は、無料とする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- (1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
- (2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
- (3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
- (4) 市内に住所を有する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの
- (5) 前各号に規定する者を介護する者(前各号に規定する者1人につき1人に限る。)
- (6) 市内に所在する小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が、教育課程の一環として教職員に引率されて観覧する場合における当該児童及び生徒並びにその引率者